



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 8 月 8 日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	造影剤の算定がない L100 神経ブロック「1」神経根ブロックの算定は、原則として認められる。	神経根ブロックは、造影撮影下のみでなく、レントゲン透視下や超音波ガイド下など様々な方法により行われる。そのため書面審査においてどの方法で行われたか確認できなくても算定は妥当と判断できる。 以上のことから、造影剤の算定がない L100 神経ブロック「1」神経根ブロックの算定は、原則として認められると判断した。	適用診療月 令和 6 年 11 月診療分 令和 7 年 10 月 31 日に 「審査の一般的な取扱い (医科)」として公表
2	K160-2 頭蓋内微小血管減圧術に対する「組織代用人工繊維布(心血管系用(血管用フェルト・ファブリック))」の用法外使用は、原則として認められない。	R3 年 12 月 1 日から「脳神経減圧術用補綴材(商品名:Cirrax)」が保険適応となったことから、保険適応日以降の「組織代用人工繊維布(心血管系用(血管用フェルト・ファブリック))」の用法外使用は、原則として認められないと判断した。	削除 (適用診療月:令和 8 年 6 月診療分)

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

外科・混合審査室 脳外科・外科審査課 (TEL:052-854-6788) 小林
(TEL:052-854-7851) 橋本